

## 保育士養成施設を卒業される修学生の皆さんへ

卒業後の進路に合わせて、修学生の皆さんは「返還申請」又は「返還猶予申請」を行う必要があります。返還猶予事由に該当するにもかかわらず、「返還猶予申請」がされなかった場合は、返還となりますのでご注意ください。

なお、「返還申請」又は「返還猶予申請」は、養成施設から指定された期日までに行ってください。

### 1 必要な手続き

申請書類につきましては、東京都福祉人材センターホームページから様式をダウンロードするか、「修学生のしおり」にある様式をコピーして使用してください。手続きに際し、お配りしております「修学生のしおり」を再度ご確認ください。

#### <従事先施設において保育士業務に従事する場合>

修学生の状況	制度上の対応 ※（）内は猶予期間	修学生による申請書類
卒業後1年以内に保育士として、従事先施設で保育士業務に従事する	返還猶予 (非常勤職員：2021.4～2022.3) (常勤職員：2021.4～2026.3)	返還猶予申請書 ※従事先施設による証明が必要 ※卒業時は保育士業務従事届の添付は不要

※保育士業務に従事する修学生は、保育士登録証が手元に届き次第、その写しを東京都福祉人材センターに送付してください。送付の際は、写しの右上に修学生番号を記載してください。

#### <直ぐには従事先施設において保育士業務に従事できないが、従事する意思がある場合>

修学生の状況	制度上の対応 ※（）内は猶予期間	修学生による申請書類
卒業後1年以内に従事先施設において保育士業務以外の職種に採用されたが、1年以内に保育士業務への従事を希望	返還猶予（2021.4～2022.3）	返還猶予申請書 ※保育士業務に従事する意思があることを明記
就職活動中	返還猶予（2021.4～2022.3）	返還猶予申請書 ※保育士業務に従事する意思があることを明記
就職内定したが、就職待機中	返還猶予（就職待機期間）	返還猶予申請書 内定通知書

#### <保育士業務に従事しない>

修学生の状況	制度上の対応	修学生による申請書類
卒業後、都内の従事先施設等において保育士業務に従事する意思がない	返還	返還計画書 預金口座振替依頼書（分割返還の場合のみ）

### 2 書類の提出先

在学しているあるいは在学していた養成施設

### 3 提出期限

養成施設から指定された日【厳守】

#### 【問合わせ先】

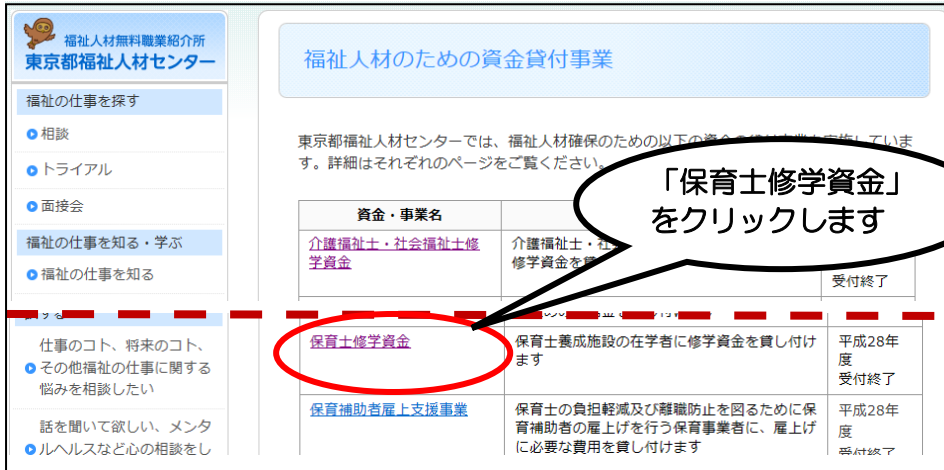
東京都福祉人材センター 保育士修学資金係  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階  
TEL 03-5211-2911（平日9～17時）

# 様式のダウンロードについて

- (1) 東京都福祉人材センターホームページ  
(<https://www.tcswww.or.jp/jinzai/kashitsuke-hoiku.html>) にアクセスしてください。「フクシロウ」で検索！
- (2) 下にスクロールし、「福祉人材のための資金貸付事業」をクリックしてください。



- (3) 貸付事業の目次ページに移動します。



- (4) 事業の案内ページに異動します。

